

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）新
旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第一条関係）</p> <p>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令</p> <p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号イ（定義）</u>に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ 別表第一号に規定する教示の求めに対する教示</p> <p>ロ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）<u>第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）</u>（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）<u>第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）</u>において準用する場合を含む。）の規定による税額等（関税法<u>第七条の十四第一項（修正申告）</u>に規定する税額等をいう。八において同じ。）を是正させるための通知</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第一条関係）</p> <p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令</p> <p>（国際貨物業務）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号（定義）</u>に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 <u>第三条各号</u>に掲げる処分の通知に関する業務</p>

八 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告

に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項（輸入の許可前における引取り））において準用する場合を含む。）の規定による税額等の通知

二 別表第七号に規定する出港届の提出に基づいて行われる関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による許可の通知

ホ 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号から第三五号まで、第三七号から第四一号まで、第四三号、第四五号、第四六号、第五一号、第五八号から第六一号まで、第六二号から第六五号まで、第七一号、第七三号から第七五号まで、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九一号又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の
応答

三 関税法第七十条第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務

四 九（省 略）

2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等であつて船舶に係るものとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六条第一項又は第二項（乗員上陸の許可）の規定による許可の申請

二 出入国管理及び難民認定法第五十七条第一項、第二項、第四項又は第五項（報告の義務）の規定による報告（同項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）

三 出入国管理及び難民認定法第六十九条（省令への委任）の規定

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務

四 九 同 上

に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの

3 | 法第二条第二号八に規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第二項若しくは第三項（食品等の受検命令）の規定による命令の通知又は同条第四項に規定する通知

二 食品衛生法第二十七条（食品等の輸入の届出）の規定による届出

三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第六条（検疫前の通報）の規定による通報（船舶に係るものに限る。）

四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び呈示）の規定による明告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出（船舶に係るものに限る。）

五 検疫法第十七条第一項（検疫済証の交付）の規定による船舶の長に対する検疫済証の交付又は同条第二項の規定による通報若しくは通知

六 検疫法第十八条第一項（仮検疫済証の交付）の規定による船舶の長に対する仮検疫済証の交付

4 | 法第二条第二号二に規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条第一項（輸入植物等の検査）の規定による届出

二 植物防疫法第九条第一項若しくは第二項（廃棄、消毒等の処分）の規定による命令の通知又は同条第四項の規定による証明に係る証明書の交付

三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物の検査）の規定による検査の申請

- 四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条の二第一項（病原体の輸入に関する届出）の規定による届出
 - 五 家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項（動物の輸入に関する届出等）の規定による届出
 - 六 家畜伝染病予防法第四十条第一項（輸入検査）の規定による届出又は同条第四項の規定による指示の通知
 - 七 家畜伝染病予防法第四十四条第一項又は第二項（輸入検査証明書の交付等）の規定による輸入検査証明書の交付
 - 八 家畜伝染病予防法第四十五条第一項（輸出検査）の規定による検査の申請又は同条第三項の規定による輸出検査証明書の交付
 - 九 家畜伝染病予防法第四十六条第二項又は第三項（検査に基づく処置）の規定による命令の通知
 - 十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項（輸出入検査）の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの
 - 十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第三項（輸入検査）の規定による届出又は同条第六項の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等若しくは処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの
 - 十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条第三項（検査に基づく措置）の規定による措置の通知
- 5 | 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。
- 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産

業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。)

二 外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知

三 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項（輸出の承認）の規定による承認の申請又は当該承認の通知

四 輸出貿易管理令第八条第二項（許可及び承認の有効期間）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知

五 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項（輸入の承認）の規定による承認の申請若しくは当該承認の通知又は同条第二項に規定する一定の手續に係る申請等若しくは処分通知等

六 輸入貿易管理令第五条第二項（輸入の承認）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知

七 輸入貿易管理令第九条第一項本文（輸入割当て）の規定による輸入割当ての申請若しくは当該輸入割当ての通知又は同項ただし書の規定による確認の申請若しくは当該確認の通知

6| 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四条（入出港の届出）の規定による届出

二 港則法第五条第二項若しくは第三項（びよつ地）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条第五項の規定による届出

三 港則法第七条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出

四 港則法第二十二条本文（危険物）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若

しくは当該許可の通知

五 港則法第二十三条第一項、第二項若しくは第四項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知

六 港則法第三十六条の三第二項（船舶交通の制限等）（同法第三十七条の三（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報

七 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二条（巨大船等の航行に関する通報）の規定による通報

八 海上交通安全法第二十三条（巨大船等に対する指示）の規定による指示の通知

九 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条の二第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報

十 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十四条第一項又は第三項（船舶保安情報）（同法第四十六条（国際航海船舶以外の船舶への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通報

7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する国土交通省令で定める申請等又は同号に規定する処分通知等とする。

（処分通知等の指定）

第二条 法第三条第二項（情報通信技術利用法の適用）に規定する政令で定める処分通知等は、前条第一項第二号八に掲げる通知とする。

（申告等の指定）

第二条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）に規定する政令で定める手続は、別表に掲げる申告その他の手続とする。

（処分の通知の指定）

第三条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通

知等)の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる
処分の通知は、次に掲げる処分の通知とする。

一 別表第一号、第二号、第四一号又は第四二号に掲げる申告に對する関税法第七条の十六第四項ただし書(輸入の許可前における減額更正)(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律)昭和三十年法律第三十七号)第六条第六項(引取りに係る課税物品についての申告の特例)において準用する場合を含む。)の規定による税額等を是正させるための通知

二 別表第一号、第二号、第四一号又は第四二号に掲げる申告に對する関税法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項(輸入の許可前に引き取られた課税物品に係る税額等の通知)において準用する場合を含む。)の規定による税額等の通知

三 別表第一号に掲げる出港届の提出に基づいて行われる関税法第十七条第一項の規定による許可の通知

四 別表第一三号の二から第一六号まで、第一九号から第二四号まで、第二八号、第三号、第三一号又は第三四号から第三六号までに掲げる申請又は申告に対する許可又は承認の通知

(申告等の入力事項等)

第四条 電子情報処理組織を使用して別表各号に掲げる手続を行う者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を入出力装置(法第二条第一号(定義)に規定する入出力装置をいう。第七条において同じ。)から入力しなければならない。ただし、税関長は、法第三条第二項(申告等の到達の時点)に規定するファイルへの記録により明らかにすることができる事項その他の財務省令で定める入力が必要がない

(申告等の入力事項等)

第三条 電子情報処理組織を使用して別表各号に掲げる手続を行う者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を入出力装置(電子情報処理組織に係る入出力装置をいう。第六条において同じ。)から入力しなければならない。ただし、税関長は、法第二条第一号(定義)に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることができる

できる事項その他の財務省令で定める入力が必要ないと認められる事項については、その入力を省略させることができる。

2 別表第一号（特例申告）（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号、第三号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならぬ。

（関税等の納付の確実性の確認の方法）

第四条 法第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付）に規定する政令で定める手続は、別表に掲げる申告その他の手続とし、同項に規定する政令で定める方法は、同項に規定する関税等の納付を金融機関に委託して行おうとする者の預金口座の残高（関税等の納付のためのものに限る。）として当該金融機関が証明した額が納付すべき税額を下らないことを電子情報処理組織を使用して確認する方法とする。

第五条（口座振替納付に係る納付期日）
（省 略）

第六条（通関士の審査）
（省 略）

と認められる事項については、その入力を省略させることができる。

2 別表第一号（特例申告）（関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告をいう。同表第四一号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第一号、第二二号、第二三号、第三号、第三五号又は第四二号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならぬ。

（関税等の納付の確実性の確認の方法）

第五条 法第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付）に規定する政令で定める方法は、同項に規定する関税等の納付を金融機関に委託して行おうとする者の預金口座の残高（関税等の納付のためのものに限る。）として当該金融機関が証明した額が納付すべき税額を下らないことを電子情報処理組織を使用して確認する方法とする。

第六条（口座振替納付に係る納付期日）
同 上

第七条（通関士の審査）
同 上

(財務省令への委任)

第七条 前各条に定めるもののほか、電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書及び納付書の様式その他法第二章又は第三章の規定の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一	関税法第七条第一項(申告)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)第十三条第一項(関税を免除する物品についての免税等の手続等)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)(又は同法第七条第三項の規定による教示の求め)	
二	関税法第七条の十四第一項(修正申告)の規定による申告(同条第二項の規定による補正を含む。)	
三	関税法第九条の二第一項又は第三項(納期限の延長)の規定による申請書の提出	
四	関税法第十五条第一項(入港手続)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項の規定による報告、同条第八項の規定による書面の提出又は同条第九項の規定による入港届の提出	
五	関税法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による入港届の提出	
六	関税法第十六条第二項(貨物の積卸し)の規定による書類	

(財務省令への委任)

第八条 前各条に定めるもののほか、電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書及び納付書の様式その他法第二章の規定の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一	関税法第七条第一項(申告)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)第十三条第一項(関税を免除する物品についての免税の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)	
二	関税法第七条の十四第一項(修正申告)の規定による申告	
三	関税法第九条の二第三項(期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長)の規定による申請書の提出	
四	関税法第十五条第一項(外国貿易船の入港前の報告)の規定による外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告	
五	関税法第十五条第二項(外国貿易船の入港時の書面の提出)の規定による外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出	
六	関税法第十五条第三項(外国貿易船の入港の手続)の規定による入港届及び船用品目録の提出	

七	関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による出港届の提出
八	関税法第十八条第一項ただし書（入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による報告若しくは同条第八項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出
九	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条の二第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出又は同法第十八条の二第四項の規定による届出若しくは書面の提出
一	関税法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
二	関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請又は同条第二項の規定による届出
三	関税法第二十条の二第三項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による入港届の提出
四	関税法第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出
一四	関税法第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）の規定による届出

七	関税法第十五条第七項（外国貿易機の入港前の報告）の規定による外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告
八	関税法第十五条第八項（外国貿易機の入港時の書面の提出）の規定による外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
八の二	関税法第十五条第九項（外国貿易機の入港の手続）の規定による入港届の提出
八の三	関税法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港前の報告）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項の報告
八の四	関税法第十五条の三第二項（特殊船舶等の入港時の書面の提出）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
八の五	関税法第十五条の三第三項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出
九	関税法第十六条第二項（貨物の積卸し）の規定による貨物の積卸しについての書類の提示
一	関税法第十七条第一項（出港の手続）の規定による出港届の提出
二	関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
三	関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）

一五	関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積み込み等）の規定による申告（同項後段の規定による一括した承認を受ける場合に限り、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項（船用品又は機用品の積み込みの場合の免税の手續）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項ただし書（酒類等の外航船等への積み込みの承認）の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）
一六	関税法第二十四条第一項又は第二項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による許可の申請（同条第一項の規定による許可の申請については貨物の積卸しに係るものに限る。同条第二項の規定による許可の申請については関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十二条の二第二項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定に係るものに限る。）
一七	関税法第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定による届出
一八	関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定による許可の申請
一九	関税法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
二〇	関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出
二一	関税法第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）（同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認の申請若しくは同

一一	の規定に基づき行われる同法第十五条第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一二の二	関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手續）の規定による入港届の提出
一二の三	関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手續に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条第一項に規定する外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一二の四	関税法第十八条第三項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手續の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一二の五	関税法第十八条第四項（外国貿易船の入出港の簡易手續）の規定による届出
一二の六	関税法第十八条第四項（外国貿易船の入出港の簡易手續に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条第七項に規定する外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一二の七	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手續の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による乗組員に関する事項の報告

	法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出
二二	関税法第四十条第二項（貨物の取扱い）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
二三	関税法第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同法第四十一条の三において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出
二四	関税法第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）の規定による期間の延長の申請
二五	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請
二六	関税法第四十四条第一項（貨物の収容能力の増減等）の規定による届出
二七	関税法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による届出
二八	関税法第四十六条（休業又は廃業の届出）の規定による届出
二九	関税法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
三〇	関税法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十一条の四において準用する

一一の八	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の九	関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続）の規定による入港届の提出
一一の一〇	関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の三第一項に規定する特殊船舶の名称及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の一	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による乗組員に関する事項の報告
一一の二	関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出
一一の三	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続）の規定による届出
一一の四	関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の三第一項に規定する特殊航空機の登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出

三二	同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十一条の四において準用する同法第四十六条の規定による届出
三一	関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告
三二	関税法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出
三三	関税法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認の申請
三四	関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十二条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出
三五	関税法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十條第一項（保税運送等の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六

一一三の二	関税法第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出
一一二	関税法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
一一一	関税法第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による貨物の積卸の許可の申請（次号に掲げる申請に併せて行われるものに限る。）
一一〇	関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定による許可の申請
一〇九	関税法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一〇八	関税法第三十六条第一項（他所蔵置に係る貨物）において準用する同法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一〇七	削除
一〇六	関税法第三十六条第二項（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）の規定による届出
一〇五	関税法第四十条第二項（指定保税地域における貨物の取扱い）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一〇四	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと）の承認）の規定による承認の申請
一〇三	関税法第四十九条（保税蔵置場）において準用する同法第四十条第二項（指定保税地域における貨物の取扱い）の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）
一〇二	関税法第六十一条の四（保税工場）において読み替

	十三条第三項の規定による運送目録の提示、同条第四項の規定による期間の延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第五項の規定による運送目録の提示又は同条第六項の規定による運送目録の提出
三六	関税法第六十三条の二第二項若しくは第三項（保税運送の特例）の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出
三七	関税法第六十五条第一項ただし書（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条第四項の規定による届出（同法第六十三条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物に係るものに限る。）
三八	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による申告（海上運送貨物に係るものに限る。）又は同条第二項の規定による書類の提出（海上運送貨物に係るものに限る。）
三九	関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告
四〇	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）に掲げる場合を除く。）
四一	関税法第六十七条の十二（特定輸出貨物の亡失等の届出）において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出

二二の二	えて準用する同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請
二三	関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告
二四	関税法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認の申請
二五	関税法第六十三条第一項（保税運送の承認）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項（保税運送の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二六	関税法第六十三条第三項（保税運送の承認の際の運送目録の提示）の規定による運送目録の提示
二七	関税法第六十三条第五項（保税運送の到着の確認）の規定による運送目録の提示
二七の二	関税法第六十二条第六項（保税運送の到着の確認後の運送目録の提出）の規定による運送目録の提出
二七の三	関税法第六十二条の二第二項（特定保税運送の際の運送目録の提示）の規定による運送目録の提示
二七の四	関税法第六十三条の二第三項（特定保税運送の到着の確認）の規定による運送目録の提示
二八	関税法第六十三条の二第四項（特定保税運送の到着の確認後の運送目録の提出）の規定による運送目録の提出
二九	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送の承認）の規定による申告（海上運送貨物に係るものに限る。）
三〇	関税法第六十六条第二項（内国貨物の運送の到着）

四二	関税法第六十八条第一項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定による仕入書の提出又は同条第二項の規定による書類（関税法施行令第六十一条第一項（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）に規定する包装明細書に限る。）の提出
四三	関税法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申請
四四	関税法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）の規定による証明
四五	関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第七条第一項（輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手続等）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
四六	関税法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
四七	関税法第九十八条第一項（開庁時間外の事務の執行の求め）の規定による届出
四八	関税法施行令第四条第三項（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）の規定による包括申告書の提出又は同条第五項の規定による届出
四九	関税法施行令第四条の二第五項（特例申告書の記載事項等）において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出又は同令第四条の二第五項において準用する同令第四条第五項の規定による届出

三	関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告 （海上運送貨物に係るものに限る。）
三一	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号に掲げる場合を除く。）
三二	関税法第七十条第一項（他の法令の規定による許可、承認等の証明）の規定による証明
三三	関税法第七十条第二項（他の法令の規定による検査の完了又は条件の具備の証明）の規定による証明
三四	関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第七条第一項（輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
三五	関税法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
三六	削除
三七	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第五条第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五条第一項（申告及び納

五	関税法施行令第八条の三第三項（増担保又は保証人の変更等）の規定による承認の申請
五一	関税法施行令第十条第一項第一号（過誤納金の充当の手続）の規定による書面の提出
五二	関税法施行令第二十一条の六第一項（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続）に規定する届出書の提出
五三	関税法施行令第二十二條の二第五項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定による届出
五四	関税法施行令第三十九条第二項（休業又は廃業の届出）の規定による届出
五五	関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
五六	関税法施行令第五十一条の八（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
五七	関税法施行令第五十一条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
五八	税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第十条第二項（不開港への出入についての許可手数料の免除）の規定により併せて提出しなければならないものとされる申請書の提出
五九	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十九条の四第四項（加工又は修繕のため輸出さ

三八	付等）の規定による申告 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十一条第三項（特例申告に係る納期限の延長）の規定による申請書の提出
三九	揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項（特例申告に係る納期限の延長）の規定による申請書の提出
四〇	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項（特例申告に係る納期限の延長）の規定による申請書の提出
四一	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項又は第二項（引取りに係る課税物品についての申告の特例）の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告 イ 消費税法第四十七条 ロ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の三 ハ たばこ税法（昭和五十九年法律七十二号）第十八条 ニ 揮発油税法第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第七条第一項 ホ 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十七条 ヘ 石油石炭税法第十四条
四二	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告の特例）におい

れた課税物品の消費税の軽減の手續）の規定による承認を受けよつとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六〇 関稅定率法第十七條第一項（再輸出免稅）の規定による承認の申請又は同條第三項の規定による届出

六一 関稅定率法第十八條第四項（再輸出減稅）において準用する同法第十七條第三項の規定による届出

六二 関稅定率法第十九條の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し稅等）の規定による承認の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十六條の五（再輸出の期間の延長の手續）の規定による課稅物品の品名及び數量の付記を含む。）

六三 関稅定率法第二十條第一項（違約品等の再輸出又は廢棄の場合の戻し稅等）の規定による承認の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十八條の二（保稅地域への搬入期間の延長の手續）の規定による課稅物品の品名及び數量の付記を含む。）又は同法第二十條第二項若しくは第五項の規定による承認の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第二十七條第二項（違約品等の再輸出又は廢棄の場合の還付等の手續）（同令第二十八條の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廢棄の場合の還付の手續等）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）

六四 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）第五條第一項（加工又は修繕用貨物の輸出の手續）の規定による承認の申請（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令第十九條の四第一項の規定による消費稅の輕

四三

て準用する関稅法第七條の十四第二項の規定による補正を含む。）

コンテナーに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に関する通關條約（TIR條約）の実施に伴う関稅法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第二條（コンテナーの輸入又は輸出の手續）の規定による積卸コンテナー一覽表の提出

六五	減を受けよつとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
六六	関税定率法施行令第十六条の五第一項(再輸入減税貨物の輸入の手続)に規定する関税の額についての税関の証明書の発給の申請
六七	関税定率法施行令第五十四条の十三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等)の規定による書面の提出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の四(輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
六八	関税定率法施行令第五十四条の十七(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等)についての規定の準用()において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の八(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等)についての規定の準用)において準用する同令第二十六条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)
六九	関税定率法施行令第五十六条第一項又は第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出
七〇	関税定率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項又は第二項の規定による届出
七一	関税定率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)における届出

七一	<p>いて準用する同令第五十六条第一項又は第二項の規定による届出</p> <p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定による承認の申請</p>
七二	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十二条第一項（加工又は組立用貨物の輸出の手続）の規定による申告書の添付</p>
七三	<p>関税暫定措置法施行令第二十八条ただし書（原産地証明書の提出）の規定による承認の申請</p>
七四	<p>関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）第三条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請</p>
七五	<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請</p>
七六	<p>とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第五条第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第五条第一項（申告及び納付等）の規定による申告</p>
七七	<p>とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第四条（非課税の場合の証明）の規定による証明</p>
七八	<p>とん税法施行令第六条第一項（担保の提供の手続等）において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請</p>
七九	<p>特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項（担保の提供の手続等）において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八</p>

八	条の三第三項の規定による承認の申請 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十一条第一項 又は第三項（引取りに係る課税貨物についての納期限の延 長）の規定による申請書の提出
八一	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第二項又 は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八二	たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二條第 二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提 出
八三	揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三條第二 項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八四	石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第二十条第 二項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八五	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八條第 二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書 の提出
八六	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十一条第 四項（納税申告書の提出先等）の規定により読み替えて適 用される同法第十九条（修正申告）の規定による申告（輸 入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第六 項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例 ）において準用する関税法第七条の十四第二項の規定によ る補正を含む。）
八七	国税通則法第五十一条第二項（担保の変更等）の規定によ る承認の申請（税関長に対するものに限る。）
八八	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二 十三條第二項（還付金等の充当適状）の規定による書面の 提出（過誤納金に係るものに限る。）

八九	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告
	イ 消費税法第四十七条
	ロ 酒税法第三十条の三
	ハ たばこ税法第十八条
	ニ 揮発油税法第十一条及び地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）第七条第一項
	ホ 石油ガス税法第十七条
	ヘ 石油石炭税法第十四条
九	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。次号において「コンテナー特例法」という。）第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）本文の規定による承認の申請
九一	コンテナー特例法第八条第三項（免税コンテナーの国内運送への使用）の規定による届出
九二	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。次号において「コンテナー特例法施行令」という。）第二条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）の規定による積卸コンテナー一覧表の提出
九三	コンテナー特例法施行令第十二条第一項（国産コンテナー等の表示）の規定による確認の申請
九四	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十二条（変

<p>九五 更等の届出（の規定による届出 通関業法第二十二條第二項）記帳、届出、報告等（の規定 による届出又は同條第三項の規定による報告書の提出</p>		
---	--	--

改 正 案

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第二条関係）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 七十二（省略）

七十三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター（以下「旧独立行政法人通関情報処理センター」という。）を含む。）

七十四 百三十六（省略）

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

現 行

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第二条関係）

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 同 上

一 七十二 同 上

七十三 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）

七十四 百三十六 同 上

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 同 上

一〇五十 (省略)

五十一 旧独立行政法人通関情報処理センター

一〇五十 同上

改 正 案

現 行

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第三条関係）

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第三条関係）

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第五項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

第九条の三 同 上

一（省 略）

一 同 上

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）

第五十五条の三 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によつて行われている保税地域相互間とする。

第五十五条の三 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によつて行われている保税地域相互間とする。

（仕入書の記載事項等）

（仕入書の記載事項等）

<p>第六十条 法第六十八条第一項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により輸出申告に際し税関に提出する仕入書は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該申告に係る貨物の仕出人が署名したものでなければならない。ただし、税関において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事項の記載を要せず、当該仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは仕出人の署名を要しない。</p> <p>一～三（省略）</p> <p>2 法第六十八条第一項の規定により輸入申告に際し税関に提出する仕入書及び第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書は、当該申告に係る貨物の仕出国において作成され、前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、その仕出人が署名したものでなければならない。ただし、税関において法第六十七条に規定する検査及び課税標準の決定に支障がないと認めるときはその支障がないと認める事項の記載を要せず、法第六十八条第一項の規定により輸入申告に際し税関に提出する仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは仕出人の署名を要しない。</p> <p>3 法第六十八条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三（省略）</p>	<p>第六十条 法第六十八条第一項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により輸出申告に際し税関に提出する仕入書は、左の各号に掲げる事項を記載し、且つ、当該申告に係る貨物の仕出人が署名したものでなければならない。但し、税関において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事項の記載は、必要としない。</p> <p>一～三 同上</p> <p>2 法第六十八条第一項の規定により輸入申告に際し税関に提出する仕入書及び第四条の十二第二項第一号（保存すべき書類）に掲げる仕入書は、当該申告に係る貨物の仕出国において作成され、前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、その仕出人が署名したものでなければならない。ただし、税関において法第六十七条に規定する検査及び課税標準の決定に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事項の記載は、必要としない。</p> <p>3 法第六十八条第一項ただし書（仕入書の提出を必要としない場合）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 同上</p>
--	--

改 正 案

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第四条関係）

（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）

第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条の第二項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。ただし、関税定率法（以下「定率法」という。）別表若しくは関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。

一 （省 略）

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

現 行

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第四条関係）

（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）

第二条 同 上

一 同 上

二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平

<p>法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあっては、三万四百万円）</p> <p>三、十（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出蔵置場」という。）について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出蔵置場における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるものに係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。</p> <p>一及び二（省略）</p>	<p>成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあっては、三万四百万円）</p> <p>三、十 同 上</p> <p>2及び3 同 上</p> <p>4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出蔵置場」という。）について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出蔵置場における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるものに係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。</p> <p>一及び二 同 上</p>
--	--

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第五条関係）</p> <p>別表第十（第六十条の二関係）</p> <p>一、六十八（省 略）</p> <p>六十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第五条関係）</p> <p>別表第十（第六十条の二関係）</p> <p>一、六十八 同 上</p>

改 正 案

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第六条関係）

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 六十（省略）

六十一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センターを含む。）

六十二 百六（省略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

現 行

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第六条関係）

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 同上

一 六十 同上

六十一 独立行政法人通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センターを含む。）

六十二 百六 同上

2 同上

一〇四十五 (省略)

四十六 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の

一部を改正する法律(平成二十年法律第四十六号)附則第十二条

第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センタ

一

四十七〇六十七 (省略)

一〇四十五 同上

四十六 独立行政法人通関情報処理センター

四十七〇六十七 同上

改 正 案

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第七条関係）

別表第二

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書

現 行

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第七条関係）

別表第二

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書

館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産

館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業

業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農
林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独
立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特
別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射
線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立
行政法人水資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター
、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法
人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立
行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研
修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了八（省 略）

生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法
人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術セン
ター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研
究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防
災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立
行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独
立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金
・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行
政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉
機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管
理運用独立行政法人

二了八 同 上

改 正 案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第七条関係）

（国等の定義）

第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所

現 行

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第七条関係）

（国等の定義）

第二条 同 上

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所

、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構

、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構

、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二了七 (省略)

、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二了七 同上

改 正 案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第
二百五十二号）（第七条関係）

附 則

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金
、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総
合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄
科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行
政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独
立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、
独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター
、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整
備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全
基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、
独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校
、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者
雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人
国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国
際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行
政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法
人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人
国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独
立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行

現 行

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第
二百五十二号）（第七条関係）

附 則

2 同 上

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金
、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総
合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄
科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行
政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独
立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、
独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター
、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整
備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全
基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、
独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校
、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者
雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人
国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国
際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行
政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法
人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人
国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独
立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行

政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法

政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水

人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了八（省略）

産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了八 同上

改 正 案

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第七条関係）

内閣は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政

現 行

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第七条関係）

内閣は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政

政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本芸術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政

、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了五 (省略)

法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了五 同上

改 正 案

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（第七条関係）

内閣は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法

現 行

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（第七条関係）

内閣は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法

人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業

人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法

・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了五 (省 略)

人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了五 同 上

改正案	現行
<p>2 (省略)</p> <p>場合</p> <p>国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)(第八条関係)</p> <p>(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)</p> <p>第二十七条の二 法第六十六条第六項(無申告加算税)に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 前号に規定する期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限(当該期限後申告書に係る納付について、法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税務署長が受けていた場合又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後申告書を提出した日)までに納付されていた場合又は当該税額の全額に相当する金銭が当該法定納期限までに法第三十四条の三(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者に交付されていた</p>	<p>2 同上</p> <p>国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)(第八条関係)</p> <p>(期限内申告書を提出する意思等があつたと認められる場合)</p> <p>第二十七条の二 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 前号に規定する期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限(当該期限後申告書に係る納付について、法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税務署長が受けていた場合又は電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後申告書を提出した日)までに納付されていた場合又は当該税額の全額に相当する金銭が当該法定納期限までに法第三十四条の三(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者に交付されていた場合</p>

改正案	現行
<p>財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第九条関係）</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十六（省略）</p> <p>十七 独立行政法人評価委員会の庶務に關すること（造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十八～四十五（省略）</p> <p>（関税局の所掌事務）</p> <p>第六条 関税局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（省略）</p> <p>六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること。</p> <p>七～九（省略）</p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十五（省略）</p> <p>十六 独立行政法人評価委員会の庶務に關すること（農林漁業信用</p>	<p>財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第九条関係）</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 同上</p> <p>一～十六 同上</p> <p>十七 独立行政法人評価委員会の庶務に關すること（<u>通関情報処理センター</u>分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十八～四十五 同上</p> <p>（関税局の所掌事務）</p> <p>第六条 同上</p> <p>一～五 同上</p> <p>六 独立行政法人通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に關すること。</p> <p>七～九 同上</p> <p>十 独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に關すること。</p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 同上</p> <p>一～十五 同上</p> <p>十六 独立行政法人評価委員会の庶務に關すること（農林漁業信用</p>

基金分科会、住宅金融支援機構分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。
十七及び十八（省略）

（総務課の所掌事務）

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（省略）

六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

七（省略）

附則

（関税局の所掌事務の特例）

第二条の二 関税局は、第六条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第三条第十七号中「造幣局分科会」とあるのは、「通関情報処理センター分科会、造幣局分科会」とする。

（関税局総務課の所掌事務の特例）

第四条の三 関税局総務課は、第三十八条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、附則第二条の二前段に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第十六号中「造幣局分科会」とあるのは、「通関情報処理センター分科会、造幣局分科会」とする。

基金分科会、住宅金融支援機構分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。
十七及び十八 同上

（総務課の所掌事務）

第三十八条 同上

一 五 同上

六 独立行政法人通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

七 独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に関すること。

八 同上

附則

改正案

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
 (平成十二年政令第三百十六号) (第十条関係)

別表(第五条、第六条、第八条関係)

一	(省略)	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
二	(省略)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)第四十二条の三十第一項	国土交通省	同条第四項	一般会計
三	(省略)	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
四	(省略)	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
五	(省略)	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計

現行

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
 (平成十二年政令第三百十六号) (第十条関係)

別表(第五条、第六条、第八条関係)

一	同上	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
二	同上	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)第四十二条の三十第一項	国土交通省	同条第四項	一般会計
三	同上	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
四	同上	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計
五	同上	独立行政法人海上災害防止センタ	国土交通省	同条第四項	一般会計

	(省略)
	(省略)
	(省略)
	(省略)
	(省略)

同上	独立行政法人平和祈念事業特別基金
同上	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第十六条第一項
同上	総務省令
同上	同条第三項
同上	一般会計

改正案

財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）（
 第十一条関係）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分
 科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定によ
 り委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に
 掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
（省略）	（省略）
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構
造幣局分科会	独立行政法人造幣局
（省略）	（省略）

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専
 門委員は、財務大臣が指名する。

3～6 （省略）

現行

財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）（
 第十一条関係）

（分科会）

第五条 同上

名称	独立行政法人
同上	同上
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構
通関情報処理センター分科会	独立行政法人通関情報処理センター
造幣局分科会	独立行政法人造幣局
同上	同上

2 同上

3～6 同上

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支援機構分科会に係るものについては大臣官房政策金融課において、造幣局分科会及び国立印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課において、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国有財産業務課において、酒類総合研究所分科会に係るものについては国税庁課税部において処理する。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、通関情報処理センター分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人通関情報処理センターに係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、財務省関税局総務課において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び通関情報処理センター分科会」とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支援機構分科会に係るものについては大臣官房政策金融課において、通関情報処理センター分科会に係るものについては関税局総務課において、造幣局分科会及び国立印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課において、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国有財産業務課において、酒類総合研究所分科会に係るものについては国税庁課税部において処理する。

附則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>職員の退職管理に関する政令（平成十九年政令第三百五十二号）（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 改正法附則第七条第一号の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 五十八 （省 略）</p> <p>五十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</p> <p>2 及び 3 （省 略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>職員の退職管理に関する政令（平成十九年政令第三百五十二号）（第十二条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 五十八 同 上</p> <p>2 及び 3 同 上</p>

改 正 案

たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）（附則第二
二条関係）

（たばこ特別税に係る租税特別措置法施行令等の適用の特例）
第五条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用につ
いては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は
、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	電子情報処理組織による 輸出入等関連業務の処理 等に関する法律施行令（ 昭和五十二年政令第二百 二十号）	別表第 八九号 条	第十八 条	第十八条及び一般会計に おける債務の承継等に伴 い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律 （平成十年法律第三百十 七号）第十二条第一項（ たばこ税法第十八条に係 る部分に限る。）
第二欄				
第三欄				
第四欄				

現 行

たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）（附則第
二条関係）

（たばこ特別税に係る租税特別措置法施行令等の適用の特例）
第五条 同 上

第一欄	電子情報処理組織による 税関手続の特例等に関する 法律施行令（昭和五十 二年政令第二百二十号）	別表第 四一号 条	第十八 条	第十八条及び一般会計に おける債務の承継等に伴 い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律 （平成十年法律第三百十 七号）第十二条第一項（ たばこ税法第十八条に係 る部分に限る。）
第二欄				
第三欄				
第四欄				